



今別町	東津軽郡今別町 大字今別字今別町 一六七	通所介護	今別町デイサービス センターひよ	東津軽郡今別町 大字今別字西田 二四八の三九	平成 一九・三・三
"	"	訪問介護	今別町ホー ムヘルパ ーシヨ	"	"
"	"	短期入所 生活介護	今別町特別 養護老人ホ ムなやか	東津軽郡今別町 大字今別字西田 二四八の二〇五	"

青森県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

今別町	東津軽郡今別町 大字今別字今別町 一六七	通所介護	今別町デイサービス センターひよ	東津軽郡今別町 大字今別字西田 二四八の三九	平成 一九・三・三
"	"	訪問介護	今別町ホー ムヘルパ ーシヨ	"	"
"	"	短期入所 生活介護	今別町特別 養護老人ホ ムなやか	東津軽郡今別町 大字今別字西田 二四八の二〇五	"

青森県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	特別養護老人ホ ムなやか	所在地	東津軽郡今別町大字今別字 西田二四八の二〇五	施設の種類	介護老人福祉施設	指定 年月日	平成 一九・四・一
----	-----------------	-----	---------------------------	-------	----------	-----------	--------------

青森県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	社会福祉法 人弘前愛成 園	主たる事務 所在地	弘前市大字豊原 一丁目一の三	居宅介護 の種類	認知症対 応型共同 生活介護	名称	グルーブ 静香荘	所在地	黒石市大字浅瀬 石字龍の口一七	指定 年月日	平成 一九・三・五
名称	社会福祉法 人拓心会	主たる事務 所在地	五所川原市大字 水野尾字懸樋二 二の三	居宅介護 の種類	特定施設 生活介護	名称	ケアハウス ハルニレ	所在地	五所川原市大字 水野尾字懸樋二 二の三	指定 年月日	一九・二・一
名称	有限会社メ ゾンリラ	主たる事務 所在地	八戸市江陽二丁 目一の三三	居宅介護 の種類	福祉用具 貸与	名称	指定福祉用 具貸与事業 所クローバ	所在地	八戸市南郷区大 字島守字米野二 〇の一	指定 年月日	"

社会福祉法人緑風会	平川市沖館和田八四	通所介護	デイサービスセンター	平川市葛川田の沢口五の一	"
"	"	訪問介護	今別町ホーメルパースティンヒヨ	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の三九	"
"	"	短期入所生活介護	特別養護老人ホームなかやま荘	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の二〇五	"
社会福祉法人双樹苑	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の二〇五	通所介護	今別町デイサービスセンター	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の三九	"
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	認知症対応型通所介護	認知症デイサービスセンター	弘前市大字高杉の二	一九・四・一
株式会社くれもと	つがる市木造曙三九の一	通所介護	くれもとデイサービスセンター	つがる市木造曙三九の一	一九・三・二〇
有限会社津軽サポート	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の一	訪問介護	有限会社津軽サポート	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の一	一九・三・二〇

青森県告示第三百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指 月 日 定
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
合同会社グー	ケアプランセン	平成
八戸市大字中居	八戸市大字中居	

ト	林字雷三の一八	ターオードリー	林字雷三の一八	一九・四・一
有限会社津軽サポート	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の一	有限会社津軽サポート	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の一	一九・三・二〇
株式会社くれもと	つがる市木造曙三九の一	くれもとデイサービスセンター	つがる市木造曙三九の一	一九・三・一
社会福祉法人吉幸会	三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平六〇	うらら居宅介護支援センター	三戸郡三戸町大字六日町三一	"
有限会社メーブルの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	居宅介護支援事業所メーブルの里ふじさき	南津軽郡藤崎町大字藤崎字東村井一四	一九・四・一

青森県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	特定福祉用具販売事業所	指 月 日 定
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
株式会社相坂屋	株式会社相坂屋	平成
十和田市稲生町一五の一二	十和田市稲生町一五の一二	一九・三・六

青森県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年五月一日

社会福祉協議会 市五所川原 社会福祉協	社会福祉法 人愛心会	外ヶ浜町	"	医療法人 真会	医療法人 誠会	医療法人 団豊仁会	"	"	"	医療法人 和会	名称	介護予防事業者
五所川原市 五所川原市 五所川原市 五所川原市 五所川原市	八戸市吹上 八戸市吹上 八戸市吹上 八戸市吹上 八戸市吹上	東津軽郡 東津軽郡 東津軽郡 東津軽郡 東津軽郡	"	弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大	弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大	八戸市石 八戸市石 八戸市石 八戸市石 八戸市石	"	"	"	八戸市大 八戸市大 八戸市大 八戸市大 八戸市大	主たる 事務所 所在地	
"	通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 通所介護	訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護	通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 通所介護	短期介護 短期介護 短期介護 短期介護 短期介護	訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護	短期介護 短期介護 短期介護 短期介護 短期介護	通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 通所介護	通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 通所介護	訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護	事業の 種類	介護予防
市浦生活 市浦生活 市浦生活 市浦生活 市浦生活	スデイサ スデイサ スデイサ スデイサ スデイサ	外ヶ浜町 外ヶ浜町 外ヶ浜町 外ヶ浜町 外ヶ浜町	"	梅村病 梅村病 梅村病 梅村病 梅村病	オリーブ オリーブ オリーブ オリーブ オリーブ	八戸城北 八戸城北 八戸城北 八戸城北 八戸城北	河原木内 河原木内 河原木内 河原木内 河原木内	スデイサ スデイサ スデイサ スデイサ スデイサ	"	長者訪問 長者訪問 長者訪問 長者訪問 長者訪問	名称	介護予防事業所
三所川原 三所川原 三所川原 三所川原 三所川原	八戸市吹 八戸市吹 八戸市吹 八戸市吹 八戸市吹	東津軽郡 東津軽郡 東津軽郡 東津軽郡 東津軽郡	"	弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大	弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大	八戸市石 八戸市石 八戸市石 八戸市石 八戸市石	八戸市大 八戸市大 八戸市大 八戸市大 八戸市大	八戸市城 八戸市城 八戸市城 八戸市城 八戸市城	"	八戸市大 八戸市大 八戸市大 八戸市大 八戸市大	所在地	
"	一九四 一九四 一九四 一九四 一九四	一九二 一九二 一九二 一九二 一九二	"	"	"	"	"	"	"	平成 一九四 一九四 一九四 一九四 一九四	指月 日定	

青森県知事 三村 申 吾

"	社会福祉 人桜友会	"	社会福祉 会友会	社会福祉 協成会	"	"	"	"	"	"	"	"
"	弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大	"	下北郡 下北郡 下北郡 下北郡 下北郡	弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大	"	"	"	"	"	"	"	"
通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 通所介護	通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 通所介護	訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護	通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 通所介護	認知症 認知症 認知症 認知症 認知症	訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護	通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 通所介護	訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護	通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 通所介護	訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護	事業の 種類	介護予防
老人保健 老人保健 老人保健 老人保健 老人保健	スデイサ スデイサ スデイサ スデイサ スデイサ	あすなろ あすなろ あすなろ あすなろ あすなろ	あすなろ あすなろ あすなろ あすなろ あすなろ	グループ グループ グループ グループ グループ	市五所川 市五所川 市五所川 市五所川 市五所川	市五所川 市五所川 市五所川 市五所川 市五所川	市五所川 市五所川 市五所川 市五所川 市五所川	市五所川 市五所川 市五所川 市五所川 市五所川	市五所川 市五所川 市五所川 市五所川 市五所川	市五所川 市五所川 市五所川 市五所川 市五所川	名称	介護予防事業所
弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大	弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大 弘前市大	"	下北郡 下北郡 下北郡 下北郡 下北郡	黒石市大 黒石市大 黒石市大 黒石市大 黒石市大	五所川原 五所川原 五所川原 五所川原 五所川原	"	"	五所川原 五所川原 五所川原 五所川原 五所川原	五所川原 五所川原 五所川原 五所川原 五所川原	五所川原 五所川原 五所川原 五所川原 五所川原	所在地	
"	"	"	一九四 一九四 一九四 一九四 一九四	一九三 一九三 一九三 一九三 一九三	"	"	"	"	"	"	"	"

"	社会福祉法 人長老会	社会福祉法 人拓心会	"	"	"	社会福祉法 人千栄会	"	"	"	社会福祉法 人七峰会	"	
"	三戸郡南部町大字 ね五の二二五	五所川原市大字 二二の三	"	"	"	南津軽郡藤崎町 大字柏堰字南 亀田一の	"	"	"	弘前市大字下白 銀町二一の八	"	
訪問介護防	短期生活介護所防	特定居生活介護防	認知症共同防	訪問介護防	通所介護防	短期生活介護所防	短期生活介護所防	通所介護防	訪問介護防	通所介護防	短期介護入所防	シヨ
スパイクセンター	特別養護老人ホーム長	ケアルハウス	グループホーム	ホームヘルプ事業	デイサービスセンター	老人短期入所事業	生活介護センター	サンアップセンター	サンアップセンター	サンアップセンター	デイサービスセンター	"
"	三戸郡南部町大字 ね五の二二五	五所川原市大字 二二の三	南津軽郡藤崎町 大字柏堰字南 田六七の	"	"	南津軽郡藤崎町 大字柏堰字南 亀田一の	"	"	"	弘前市大字高杉 字尾上山三五〇	弘前市大字若葉 二丁目一五	"
"	一九四一	一九二一	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

"	"	"	"	社会福祉法 人平川市協議会	社会福祉法 人平成会	"	"	社会福祉法 人八戸市事業団	社会福祉法 人白銀会	社会福祉法 人桃仁会	"	
"	"	"	"	山一六の柏木町藤	八戸市高台二丁目三〇	"	"	八戸市根城八丁目一五五	八戸市大字白銀三丁目五	弘前市大字城東四丁目一	"	
通所介護防	訪問介護防	訪問介護入浴防	通所介護防	訪問介護防	"	通所介護防	訪問介護防	訪問介護入浴防	通所介護防	訪問看護防	通所介護防	
会尾上支所	会平川市協議会	会平川市協議会	"	社会福祉法 人平川市協議会	社会福祉法 人平川市協議会	デイサービスセンター	八戸市立長生園	社会福祉法 人八戸市事業団	八戸市グリーンセンター	城東訪問看護ステーション	あいたすセンター	
九六の三	"	山一六の柏木町藤	"	笠山二〇の関三	八戸市高台二丁目三〇	八戸市大字是川字狄森三三	"	八戸市根城八丁目一五五	八戸市大字白銀二丁目一五	弘前市大字城東四丁目一	"	
"	"	"	"	一九四一	一九三三	"	"	"	"	"	"	









株式会社相坂屋	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日
一五の一二	十和田市稲生町	一五の一二	十和田市稲生町	一五の一二	平成一九・二六

青森県告示第三百七十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(精密地形調査)

二 作業期間

平成十八年七月二十七日から平成十九年三月三十一日まで

三 作業地域

八戸市、三沢市、むつ市

上北郡おいらせ町、六ヶ所村

下北郡大間町、東通村、風間浦村

三戸郡階上町

青森県告示第三百七十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業期間

平成十九年四月九日から平成二十年三月二十四日まで

三 作業地域

県内全域

青森県告示第三百七十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業期間

平成十八年四月二十日から平成十九年三月二十三日まで

三 作業地域

県内全域

青森県告示第三百七十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第百八十六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十九年五月一日から施行する。

平成十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「 つがる弘前農業協同組合東目屋支店	弘前市大字黒土	を削り、
「 つがる弘前農業協同組合西目屋支店	中津軽郡西目屋村大字田代	を

「 つがる弘前農業協同組合目屋支店 中津軽郡西目屋村大字田代 に改める。」

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社杉本建設
- 二 代表者の氏名 杉本 勇造
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市柳町三丁目の一八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第八一七八号
- 五 取消年月日 平成十九年四月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、とび・土工、管、ほ装、しゅんせつ、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、青森

第二北部土地改良区の定款の変更を平成十九年四月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年五月一日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、青森北部土地改良区の定款の変更を平成十九年四月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年五月一日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、八戸平原土地改良区の定款の変更を平成十九年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年五月一日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、川内町土地改良区の定款の変更を平成十九年四月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年五月一日

下北地域県民局長 奈良岡 修 一

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭